

2010年6月28日

沖縄県議会  
議長 高嶺 善伸 殿

沖縄県国頭郡東村字高江85-12

TEL/FAX 0980-51-2688

「ヘリパッドいらない」住民の会

石原理絵 伊佐育子 森岡浩二

「米海兵隊北部訓練場ヘリパッド建設中止と計画撤回、住民起訴に対する抗議」  
を含む4項目の決議を求める陳情

陳情事項

沖縄県議会に対して、県民の総意として下記のことを決議するよう陳情いたします。

記

1. 米海兵隊北部訓練場におけるヘリパッド建設についての日米合意を見直し、建設事業を中止すること。
2. 県民の政治参加を弾圧する国の高江区住民起訴にたいする抗議。
3. 東村高江区周辺ヘリパッド建設予定地すべての場所の視察、貴重植物移植の経過報告の公開。
4. SACO合意についての見直し議論の成熟と、住民運動起訴の裁判の結果が出るまで、少なくとも工事は中断されるよう県が着工に関する許可を見直すこと。

陳情提出の理由

去った6月25日の県議会一般質問で、沖縄県は北部訓練場のヘリパッド建設について「SACO最終報告で北部訓練場の過半を返還することに伴い残余部分に移設されるもので、県としては着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法と認識している」（又吉進知事公室長）と答弁し、建設中止を求めない方針を示していると報道で知りました（『琉球新報』6月27日2面）。

同じ1996年のSACO合意に含まれている普天間基地閉鎖については、その後、多くの異論と反対の県民世論を踏まえて、県議会も、県知事も、普天間基地の県内移設を認めないという意思を表明して今日に至っています。

負担軽減という言い方が事実ではないことは、この間の沖縄における各界の専門家たちの議論で明かにされ、周知のこととなっています。また、県内にある海兵隊の飛行場施設が返還されるならば、そこに配備されているヘリのための訓練施設も、新設する必要がないのは明かです。合理的に考えれば、今回議会の審議において従来通りの紋切り型の回答はありえない、「現実的で実現可能な方法」で、なおかつ実現すべきは、北部訓練場の無条件返還ではないでしょうか。

この3年間、国側は、説明を求める私たち住民にきちんと向き合うことなく、一方的な「説明会」を開催するのみで、「日米で合意したことだから」の一点張りで工事を強行してきました。さらに、国は、沖縄における米軍基地問題について真剣に考え政治参加しようとする県民2名を、民事で法廷に訴えるという脅迫的な手段に出ました。沖縄のみならず全国の住民運動を萎縮させる懸念のある、民主主義の危機に、沖縄の小さな集落が直面しているのです。

このような状況のなか大宜味村議会は他村のことと静観することなく、6月10日、「東村高江地区へのヘリパッド建設に反対し、北部訓練場の無条件返還を求める意見書」を全会一致で採択しました（添付資料1を参照下さい）。また、沖縄・生物多様性市民ネットワークをはじめとする諸団体が、6月24日、沖縄防衛局に対して高江ヘリパッド建設計画に関する公開質問状を提出しました（添付資料2）。

沖縄県民を代表する県議会も、SACO合意に由来する米軍基地機能強化に反対しようと大きく一致しつつある潮流を踏まえて、県民の総意として、ヘリパッド建設に反対し必要な手段を講ずるとともに、住民起訴への抗議を表明して頂きたいと、強く要請するものです。あるいは、少なくとも、SACO合意についての見直し議論が成熟し、住民運動起訴の裁判の結果が出るまで、工事は中断するよう必要な手段を講ずるべきではないでしょうか。

そもそも、琉球王朝時代の杣山から琉球処分で国有林となった地域が、占領のどさくさで、米軍が使用を開始した北部訓練場は、まずもって無条件で返還されるべきもの、むしろ利息を付けて返してもよいくらいだとの思いもあります。それなのに、このヘリパッド建設は、東村高江区集落の住民にとっては、ヘリパッドをわざわざ近くに集約するような内容に他ならず、到底、負担の軽減とは言えません。さらに、使用する機種も内容も不明で、いったん出来てしまえば使用の管理権限もない米軍の訓練施設が県民の水源地や揚水発電所に近接して造られるとなれば、たとえ面積が半分になったとしても、それが負担の軽減にはつながらないことは、沖縄県民であればよく理解できる事実だと思います。また、沖縄・生物多様性ネットワーク共同代表の伊波義安氏は自然環境保護の立場から「ヘリパッド予定地は、やんばるの中で唯一海岸から山まで自然生態系がつながるもっとも豊かな場所。ヘリパッドを造ることはやんばるの森をつぶすことになる」と訴えています（新報27日社会面）。やんばるの森はその全体が、県民が世界に誇り守り育てるべき生物多様性の森なのです。

私たちの暮らす高江は、先の県の答弁で言われたような「残余の地域」ではありません。県議会は、県民の安心・安全・誇るべき自然遺産を守る責務があると思います。